

第3回民事系課題（R6 民事訴訟法）

【設問1】

1. 課題1について

- (1) Xらが訴訟を提起しようとする場合、訴訟物は本件賃貸借契約終了に基づく明渡請求権であり、訴訟形態はXらそれぞれの持分についての通常共同訴訟（民事訴訟法「以下法名略」38条）である。X2、X3は自らが訴訟当事者になることは時間的・経済的負担が大きいことを理由にX1単独での提訴を希望した。その場合、X1は自らが訴訟当事者となるだけでなくX2、X3の訴訟担当者としても当事者適格が認められるかが問題となる。
- (2) この点につき、X2、X3からの選定行為はないので、X1は選定当事者（30条1項）になることはできない。そのような場合であって、訴訟物における権利関係の帰属主体の意思に基づく授權があったときに、当該第三者に訴訟における当事者適格が認められるというところに任意的訴訟担当の意義がある。
- 明文なき任意的訴訟担当が認められるための要件は、昭和45年判決に基づけば、①授權行為を前提に②弁護士代理の原則（54条1項）や訴訟信託の禁止に反することなく、③任意的訴訟信託を認める合理的必要があること、である。

コメントの追加 [英杉1]: そのような前提事実はない

2. 課題2について

- (1) 昭和45年判決では組合における業務執行役員に、実体上の管理権や訴訟遂行権が授与されていたことにより任意的訴訟担当が認められた。しかし、本件ではXらは親であるAから本件建物を相続した共有者であり、対象も身内の3人であるという点が異なっており、上記要件をみたすといえるか。
- (2) ア. ①については、遺産分割協議において、本件契約についてはXら全員が賃貸人になるものの、契約更新、賃料の徴収及び受領、本件建物の明渡しに関する訴訟上あるいは訴訟外の業務についてはX1が自己の名で単独で行うことが決められていたから、訴訟の授權行為はあったといえる。
- イ. 弁護士代理の原則は、弁護士でなければ訴訟代理人となることができないというものである。その趣旨は専門家による手続の円滑な進行と劣悪な代理人による当事者の利益が損なわれるのを防ぐことにある。本人訴訟を認めているわが国において、権利関係の存否に無関係な第三者は排除されなければならないが、直接的に利害関係のある者は当事者としての関与を認めるべきである。
- Xらはすべて本件建物についての共有持分権を有し、賃貸人として権利関係の存否に利害関係があるといえ、当事者適格を有しているから②の要件もみたす。
- ウ. 当事者として訴訟を遂行し本案判決をすることに合理的必要があるか否かは昭和45年判決に基づけば、実体上の管理権があり訴訟遂行権は授与されていた場合に認められる。
- 本件ではXらはAの子で相続人という立場で対等といえるが、既述のように遺

コメントの追加 [英杉2]: 用語は正確に

コメントの追加 [英杉3]: 問題意識がわかりにくい

産分割協議によって、X1 に本件建物の管理権や訴訟遂行権が授与された事情が窺われるから③に要件もみたす。

- (3) 以上のように X1 はすべての要件をみたすから、本件訴訟における任意的訴訟担当として認められる。

【設問2】

1. 第1回弁論準備手続における本件陳述が先行自白にあたるとして第2回弁論準備手続において L1 から援用の意思表示がなされたが、本件陳述は裁判上の自白（179 条）にあたるといえるか。
2. (1) 裁判上の自白とは、当事者の一方が口頭弁論期日または弁論準備手続において行い、相手方の主張と一致する自己に不利益な事実の陳述をいう。当該事実は権利関係の発生・消滅・変更等の原因となる主要事実に限られる。間接事実には適用されると自由心証主義（247 条）の観点から裁判所の事実認定に不当な制約となるからだ。
(2) 本件訴訟の訴訟物は、本件契約終了に基づく本件明渡請求権である。その請求原因として原告である X が信頼関係の破壊によって無催告解除を主張することになるが、信頼関係の破壊は規範的な要件であるから具体的事実が主要事実になる。
(3) 第1回弁論準備手続での Y の「何回か料理教室を無料で開いたことがあった」との本件陳述は、本件契約において定められた使用目的に違反するものであり、賃貸借契約における信頼関係の破壊を裏付ける具体的事実であるから主要事実である。この事実を賃借人である Y が弁論準備手続期日に陳述することは用法遵守義務の違反を自ら認めることになる。したがって、自己に不利益な事実の陳述にあたり、裁判上の自白の要件をみたしている。
3. もっとも、弁論準備手続期日が争点整理の機会であり、当事者間で自由な意見を出し合っている場合にまで裁判上の自白を認めるのは妥当ではない。なぜなら、自由な発言に自白が成立してしまうならば争点整理のための話し合いが萎縮してしまい、自由で闊達な議論ができなくなり、かえって争点整理ができない事態に陥ってしまうからだ。
4. 本件においてみると、裁判官の示唆によって、第1回弁論準備手続期日においては当事者間の信頼関係の破壊を基礎付ける事実関係の存否につき、当事者双方が口頭で自由に議論し、その結果を踏まえ、それ以降で準備書面を提出して具体的な争点を確定することとされた。したがって、YとしてはあくまでX1と信頼関係が破綻していない例として本件陳述をしたのであるから、その陳述をもって先行自白が成立するとするのは、自由闊達の議論を妨げることになり、弁論準備手続の趣旨に反するといえる。
5. 以上のことから、第1回弁論準備期日における Y の本件陳述は裁判上の自白の要件には該当しているものの、当該期日が争点整理のために自由に議論するために設けられたものである。よって、弁論準備手続の趣旨に基づき、そもそも裁判上の自白は成立しないと考える。

コメントの追加 [英杉4]: 規範定立になっていない

コメントの追加 [英杉5]: ?

コメントの追加 [英杉6]: ?

コメントの追加 [英杉7]: 趣旨と法規範は別である

【設問 3】

1. 本件訴訟の訴訟物は賃貸借契約終了に基づく明渡請求権であり、請求棄却判決であるから本件建物の明渡し請求権の不存在に既判力（114 条 1 項）が生じる。後訴も賃貸借契約終了に基づく明渡請求権であり、本件訴訟と訴訟物は同一であるから、**前訴の既判力によって遮断されないか**が問題となる。
2. （1）既判力とは確定判決の判断に与えられる拘束力であり、判決の既判力ある判断に反する主張や**証拠の申し出**を当事者がすることができない。
（2）既判力によって基準時（口頭弁論終結時）前の事由に関する主張が遮断されるのは、裁判において自由に意見や証拠を出せたことによって十分に手続き保障が与えられたのだから、その責任は負担しなければならないという考え方によるものである。そのような考え方に立てば基準時前の事由は前訴で主張することができたのに主張せずに、後訴で主張することは既判力によって遮断されることになる。したがって、本件の場合、前訴の基準時に生じていた契約の解除事由を後訴で主張することは既判力によって**遮断される**。それにより、紛争の蒸し返しが防がれて、法的な安定性もたらされることになるというのが既判力の制度趣旨である。
3. もっとも、たとえ基準時前の事由であっても前訴で主張することが期待できないような場合や、相手方に気づかれていないことを奇貨として信義則（民法 1 条 2 項）に反する行為まで既判力によって主張を遮断されるのは、法の趣旨である、公平で適正な手続保障の観点から妥当で**ない**。
4. 本件についてみると、Y は令和 3 年 1 月から令和 5 年 1 月までの 2 年間、本件建物において本件セミナーを有料で月一、二回の割合で開催していたことが本件判決後に判明した。令和 2 年 4 月 1 日の A と Y との契約締結時、本件契約は居住用建物として使用し他の目的での使用はしないこと、その使用目的に違反したときは、無催告解除ができることが決められていたにもかかわらず、Y はこのような行為を行っていた。A が令和 3 年 7 月に死亡し、X が本件契約の賃貸人としての立場を相続した。令和 4 年 1 月 24 日に本件訴訟を提起しているが、それまでの間は遺産協議分割や訴訟の提起等の準備で、令和 3 年 1 月から Y が本件セミナーを開催していたことを知る期待可能性はなかったといえる（少なくとも相続時の令和 3 年 7 月までは当事者でなかったから特に期待可能性がない）。また、Y は無催告契約の内容を知っていた当事者にもかかわらず、さらに前訴において用法義務違反はなく信頼関係は破壊していないと主張していながら、本件訴訟の口頭弁論の終結する直前の令和 5 年 1 月まで、2 年もの長期間に渡り X が気づいていないことを奇貨として用法遵守義務違反を繰り返していたことは信義則に反する行為といえる。
5. 以上のような点から、本件判決の既判力によって後訴の主張が遮断されるということは、解除権行使の主張を前訴で主張できる期待可能性なかった点や気付かれていないことを奇貨として繰り返されていた違反等の事情を考慮すれば、相当とは**いえない**。以上

コメントの追加 [英杉8]: 主語がない

コメントの追加 [英杉9]: 証拠??

コメントの追加 [英杉10]: ここで終わりでは？

コメントの追加 [英杉11]: 規範定立になっていない

コメントの追加 [英杉12]: 規範定立がされておらず、感情論になっている